



第 2 次 吉 野 ヱ 里 町

国土利用計画

2020-2029



前 文

吉野ヶ里町は平成18年3月の合併以降旧2町村の庁舎を活かしつつ、町全体の一体的な土地利用に努めてきたが、合併から10年以上が経過し、新たな町の中心機能の集約地の形成や、幹線道路沿道の土地の有効利用、工業用地の確保など、将来を見据えた都市構造及び町土利用が求められている。

こうした背景を受け、この計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、佐賀県の区域について定める国土の利用に関する基本的事項についての計画（佐賀県国土利用計画）を基本とするとともに、地方自治法第2条に基づく「第2次吉野ヶ里町総合計画」に即した、吉野ヶ里町の区域における土地の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画は、佐賀県国土利用計画や吉野ヶ里町総合計画等の改定、社会経済情勢等の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

目 次

第1章 吉野ヶ里町の概況.....	1
1. 位置及び自然的条件.....	1
2. 社会的条件.....	1
第2章 町土地利用に関する基本構想.....	2
1. 町土地利用の基本理念.....	2
2. 町土地利用の基本方針.....	2
3. 地域類型別の町土地利用の基本方向.....	4
4. 利用区分別の町土地利用の基本方向.....	5
第3章 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標.....	9
1. 基準年次及び目標年次.....	9
2. 枠組みの設定.....	9
3. 町土の利用区分.....	9
4. 目標設定の方法.....	9
5. 目標値.....	10
第4章 第3章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要 .	11
1. 公共の福祉の優先.....	11
2. 土地利用に関する調整の推進と関連する法律等の適切な運用.....	11
3. 地域整備施策の推進.....	11
4. 土地利用に関する環境の保全.....	11
5. 土地利用に関する安全性の確保.....	12
6. 土地利用の転換の適正化.....	12
7. 土地の有効利用の促進.....	12
8. 計画の推進.....	13
土地利用現況図.....	14
土地利用構想図.....	15
吉野ヶ里町国土利用計画審議会条例.....	16
吉野ヶ里町国土利用計画審議会委員名簿.....	17
諮問及び答申.....	18
国土利用計画策定経緯.....	20

第1章 吉野ヶ里町の概況

1. 位置及び自然的条件

本町は、佐賀県の東部に位置し、東は上峰町、みやき町、西と南は神埼市、北は福岡市、那珂川市と接している。

総面積は43.99 k m²であり、東西約5 k m、南北約16 k mと細長い短冊状をなしている。

北部は脊振山地の南斜面からなり、南部に広がる佐賀平野は、主に田手川の堆積による沖積平野が発達している。

本町には、国の特別史跡に指定されている吉野ヶ里遺跡があり、その他歴史的遺跡や千石山のサザンカ自生北限地等、歴史的、自然的資源に恵まれている。

2. 社会的条件

本町の人口は、近年16,200人前後を推移する一方で世帯数は増加傾向にあり、周辺市町からの通勤等の流入人口が約30%（5千人程度）と多い。今後の人口は、令和12年に15,755人、令和22年に15,000人と人口減少が予測されている。

産業は、就業人口でみると第1次産業が減少傾向であり、第3次産業及びその他・分類不能の占める割合が高く、合計で約3分の2を占めている。

そのうち農業は、就業人口が大幅に減少しているが、農業産出額はわずかな減少にとどまっている。工業は、従業者数、製造品出荷額等ともに平成23年に大幅に減少したが、その後、従業者数は2,900人前後を推移する一方で、製造品出荷額等は平成27年以降に増加傾向に転じ、100億円を超えている。商業は、平成19年から平成28年の推移をみると、卸売業では減少傾向にあり、小売業では横ばいの状況にある。観光は、新規民間直売所のオープンや吉野ヶ里歴史公園の集客増などにより観光客数が大幅に増加している。

交通条件は、長崎自動車道の東脊振インターチェンジ、佐賀・鳥栖方面を結ぶ国道34号、主要地方道佐賀川久保鳥栖線や福岡方面と結ぶ国道385号等が位置するなど、広域交通環境に優れている。

住宅建築の動向は、年間70～180戸と年度によるバラツキが大きいですが、持ち家の着工戸数は年間概ね50～70戸程度を推移している。

第2章 町土利用に関する基本構想

1. 町土利用の基本理念

町土は、現在及び将来における町民のための限られた資源であるとともに、町民の生活及び生産等の諸活動の共通の基盤であり、地域の発展や町民生活と深く関わっている。

この限られた資源である町土を、適正に整備、開発及び保全し、次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

よって、町土の利用は、公共の福祉を最優先とし、自然環境と歴史的遺産の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

2. 町土利用の基本方針

第2次吉野ヶ里町総合計画（2018-2027年）の将来像『ひとよし・まちよし・住んでよし 快適ふるさと 吉野ヶ里』を実現するため、次に掲げる方針のもとに合理的かつ計画的な土地利用を進め、自然環境と歴史・文化環境、生活環境、産業環境が調和した、町の一体的・持続的発展を図る。

1) 豊かな緑と水の環境の保全と開発が調和した土地利用

豊かな生産基盤である優良農地や、脊振山系の山の緑、町の南北をゆったりと流れる河川や水路を保全するとともに、これらの環境に調和した適正な開発を誘導し、活気あふれる町づくりの基盤となる土地利用を図るものとする。

2) 拠点の充実化による都市構造の再構築

本町の都市構造の基本は、三田川庁舎、東脊振庁舎を中心とする南北の生活拠点により形成されていることから、今後もこれらを活かした土地利用の充実を図る。また、本町が誇る森林や水辺の自然環境、吉野ヶ里遺跡等をはじめとする歴史・文化資源については、自然交流拠点及び歴史文化交流拠点として位置づけ、良質な状態で保全しながら、ふれあう場として活用を図るものとする。

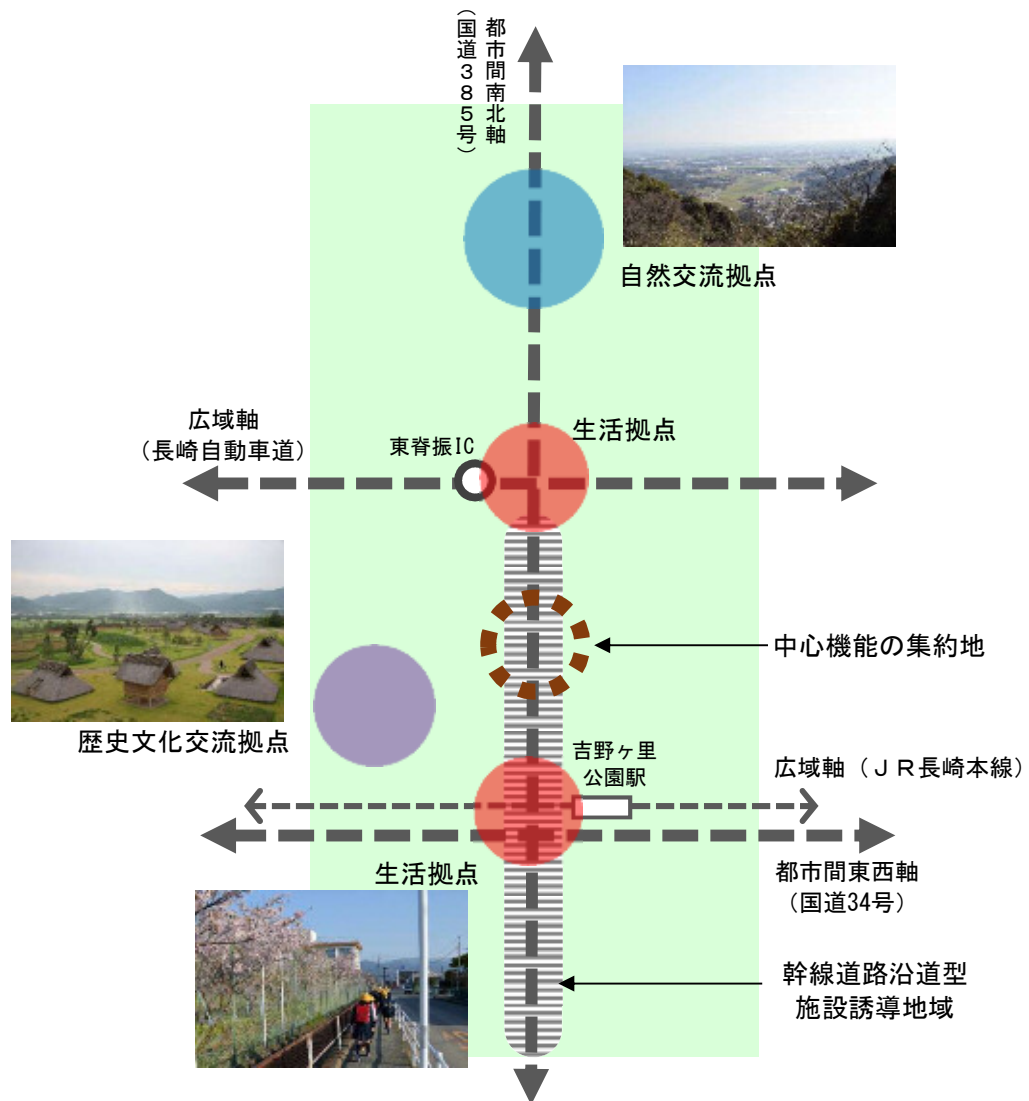
さらなる都市の発展のため、統合庁舎の整備や充足していない公共施設等を集約整備することで、公共サービスの効率化、充足化や質を高めることが期待されていることから、中心機能の集約地を2つの生活拠点の間に配置する。

また、高速道路インターチェンジ周辺及び本町の南北地域・拠点をつなぐ幹線道路沿道には、町の活力を創造する産業立地機能及び幹線道路の特性を活かした機能を誘導する幹線道路沿道型施設誘導地域として都市的土地利用を進め、都市構造を再構築する。

3) 土地の有効利用による住み心地の良さの魅力の向上

交通の利便性や歩行者の安全性、地域の防災性に配慮しつつ、都市基盤の整備、市街地内の未利用地、空家の活用、職住近接の土地開発の推進、自然・歴史文化の環境と調和した景観形成など、魅力ある住み心地の良い市街地の形成を図る。

都市構造のイメージ図



生活拠点

地域住民の日常生活に密着した公共施設が集積した拠点

自然交流拠点

森林や水辺の自然と直接ふれあう観光レクリエーション機能の拠点

歴史文化交流拠点

吉野ヶ里遺跡を中心とする本町固有の歴史と文化の拠点

中心機能の集約地

全町民対象の中核的な行政機能及び文化・交流機能等の集約地

幹線道路沿道型施設誘導地域

幹線道路の特性を活かした商業、業務サービス等の施設が立地する地域

3. 地域類型別の町土地利用の基本方向

(1) 都市地域

農林業との健全な調和を図りつつ、町民の健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために、適正な制限のもとに町土の合理的な利用を促進する。

このために、公共施設を核施設とする新たな中心機能の集約地の形成、既存の生活拠点の強化とともに、住居、商業、工業等の多様な機能をバランスよく配置し、災害に強くかつ都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図るとともに、景観や自然環境を考慮しながら美しくゆとりのある環境の形成を図る。

(2) 農山村地域

田園や山林の豊かな自然環境と一体となった生活環境を整備するとともに、多様なニーズに対応した農林業の展開及び地域産業の振興を図る。

このために、優良農用地及び森林を確保し、その整備と利用の高度化を図り、多様な住民参画等により町土資源の適切な管理を図る。

(3) 自然維持地域

本町北部に広がる森林資源が有する木材生産機能、自然災害抑止機能等の維持・充実を図るとともに、自然環境を保全・再生・活用すべき地域として、野生生物の生息・生育空間の保全や適切な配置、連続性の確保を図り、生物多様性の確保に努める。

また、適正な管理のもとで、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習や眺望・キャンプ・温泉入浴等の観光レクリエーションの活動により、自然とのふれあいの場として利用を図る。

4. 利用区分別の町土地利用の基本方向

(1) 農用地

1) 現況と課題

農用地は、令和元年現在で879haと町域の20.0%を占めており、平成22年からの推移では48ha減少している。

近年、農業就業人口の減少が続いているが、集落営農の組織化等をはじめとした農業振興の推進により農業産出額の減少はわずかにとどまっている。しかし、農業を取り巻く環境は依然として厳しく、農業従業者の減少や高齢化等に伴い、遊休農地・耕作放棄地が増加傾向にある。

食料生産機能に加えて、雨水貯留機能、生態系維持、自然景観形成等の多面的な機能を有しているため、保全及び有効活用を図る必要がある。

2) 基本方向

農用地は、将来にわたる食料の安定供給を確保するための基礎的な土地資源であるとともに、森林や水辺空間と一体となった自然環境・景観を形成していることから、集落営農組合等への農用地の集積や生産基盤としての有効活用による遊休農地や耕作放棄地の拡大抑制を図るなど、農用地本来の土地利用による維持・保全に努める。

また、集落内及びその周辺の荒廃農地は、周辺環境と調和した適正な土地利用転換を誘導するとともに、中心機能の集約地や幹線道路沿道型施設誘導地域に位置づけた地域等での農用地の都市的土地利用転換にあたっては、転換用地に隣接する農用地の営農環境を配慮したものとする。

(2) 森林

1) 現況と課題

森林は、令和元年現在で2,040haと町域の46.4%を占めており、平成22年からの推移では46ha減少している。

林業を取り巻く情勢が依然として厳しい中で、林業従業者の減少や高齢化等に伴い、維持管理が行き届かない荒廃森林が増加傾向にある。

木材生産機能をはじめ、水源のかん養や土砂災害の防止、生活環境の保全など多様な機能を有しており、また、本町の自然景観の重要な要素ともなっていることから、その保全及び適正管理が求められている。

2) 基本方向

森林が有する多様な機能を持続的に発揮できるよう、荒廃森林の改善など計画的な森林整備を推進し、適正な管理・保全を図る。また、森林は本町が誇る水と緑の美しい自然環境と景観を形成していることから、自然とのふれあいの場としても活用を図る。

(3) 水面・河川・水路

1) 現況と課題

水面・河川・水路は、令和元年現在で198haと町域の4.5%を占めており、平成22年からの推移では41ha増加している。これは、主に平成30年に完成した五ヶ山ダムによるものである。

これらは、治水などの防災機能やかんがいなどの生産機能の他に、動植物の生育や親水の場としての機能を有しており、自然環境の形成とともに重要な役割を果たしていることから、その保全と適正な管理及び計画的な整備が求められている。

2) 基本方向

河川や水面については、防災機能などの多様な機能の増進と活用を図るため適正な維持管理に努め、自然環境や景観保全に配慮した多自然型の河川整備を推進する。

水路は、農業生産性の維持・向上とともに、集落の優れた住環境形成に重要な役割を果たすことから、適正な維持管理に努める。

(4) 道路

1) 現況と課題

道路は、令和元年現在で222haと町域の5.0%を占めており、平成22年からの推移では38ha増加している。

長崎自動車道、国道34号や国道385号をはじめ、主要地方道佐賀川久保鳥栖線等の県道、町道、農道及び林道によって構成される本町の道路網は、広域的なネットワークに優れ、他の地域との交流や物流を支えている。

しかし、市街地においては未整備箇所も多く、市街地内のネットワークや歩行者の安全性等に問題を抱えている。また、国道・県道等の利便性の向上により、さらなる交通量の増加が予測されるため、道路拡幅や交差点改良の推進、歩行者空間の確保、これらへのアクセス道路を含む計画的な道路ネットワークの構築などが必要である。さらに、新たな拠点の形成にあわせて南北軸の強化が必要である。

2) 基本方向

道路は、住民生活や経済活動の基盤施設であるため、広域交通条件の向上による産業活動の広域化、観光等の広域的な流入、日常生活行動の拡大に向け、総合的な道路整備計画の策定のもと、計画的な整備を進める。

このうち国道・県道については、道路拡幅や交差点改良等を関係機関に働きかけることとする。

町道は、国道・県道との連携や機能分担、町内地域間の連携強化等に配慮しながら、計画的かつ効率的に整備を推進する。

農道は、農業の生産性の向上、農地の適正な管理、集落生活環境の向上において重要であるため、計画的な整備と適正な維持管理に努める。

林道は、林業経営の合理化、森林の適正管理において重要であるため、自然環境との調和に配慮しながら計画的に整備を行う。

(5) 宅地

1) 現況と課題

宅地は、令和元年現在で492haと町域の11.2%を占めており、平成22年からの推移では27ha増加している。

このうち、住宅地は、旧長崎街道周辺、国道34号周辺、南部の集落地に多く分布しており、特に新たな中心機能の集約地の形成に伴って、今後も増加が予想されることから、定住や町外からの移住の促進に向けた都市基盤の充実や、住居の環境保護などの住宅施策の推進が求められている。

工業用地は、長崎自動車道東脊振インターチェンジに近い地域や町東部の工業団地に多く立地しているが、今後も町経済のさらなる発展と雇用の場の拡充に向けて企業誘致を進めていく必要があるため、工業用地の確保が求められる。

商業地は、住民の生活の利便性向上と魅力的な市街地環境の形成のために、商業機能等の充実を図る必要がある。

2) 基本方向

①住宅地

定住及び移住の促進、快適で安全な居住環境づくりに向け、住宅地内の生活環境整備を進め、他の用途との混在等から居住環境を保護し、ゆとりのある良好な住宅地の保全・形成を図る。

②工業用地

周辺環境との調和を図りながら、現況の工業用地の維持に努めるとともに、長崎自動車道東脊振インターチェンジの立地を活かした新たな企業誘致を進めるため、計画的な用地の確保と整備を推進する。

③その他の宅地

商業地は、市街地整備と連動した商店街の環境及び景観の整備を推進する。また、市街地における国道・県道等の幹線道路沿道は、周辺の環境や景観等に配慮しながら、計画的かつ効率的な利用を進める。

さらに、公共施設の立地を核とした新たな中心機能の集約地の周辺地域において、商業・業務施設の立地誘導を促進する。

(6) その他

1) 現況と課題

その他の土地利用区分の面積は、令和元年現在で568haと町域の12.9%を占めており、平成22年からの推移では7ha減少している。

本町には、吉野ヶ里歴史公園をはじめ、学校施設用地、社会教育施設用地、保健福祉施設用地、官公署用地、環境衛生施設用地、公園・緑地等の公共施設用地があるが、今後、町民のニーズや社会情勢に応えるために、旧2町村庁舎等に分散した行政機能を統合するなど、充足していない公共施設等の整備の検討を踏まえ、新たな中心機能の集約地の形成を図る必要がある。さらに、周辺の自然環境や防災に配慮した公園等の施設整備の検討が必要である。

市街地内での空地や空家、耕作放棄地等の利用されていない土地が増えつつあり、有効な活用を図る必要がある。

2) 基本方向

①公共施設用地

町民が健康的で文化的な生活を送る上で必要な公共施設については、周辺環境に配慮して適正な用地の確保及び配置を図る。

特に統合庁舎などが立地する新たな中心機能の集約地の形成に向け、公共施設の検討や整備を進める。

②その他の土地利用

鉄軌道用地（JR九州）、防衛施設用地（目達原駐屯地）などの公益施設用地は、それぞれの機能が十分に保たれるよう働きかけるものとする。

空地等の未利用地は、周辺の土地利用や地域特性を考慮して適正で効率的な土地利用の増進を図る。

第3章 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

1. 基準年次及び目標年次

計画の目標年次は令和11年とし、基準年次は令和元年とする。

2. 枠組みの設定

町土利用の前提となる人口は、第2次吉野ヶ里町総合計画の目標人口とし、中間年次の令和6年において16,580人、目標年次の令和11年において16,548人とする。

項目 \ 年次	基準年次	中間年次	目標年次
	令和元年	令和6年	令和11年
人口（人）	16,201	16,580	16,548
世帯数（世帯）	6,311	6,767	7,143

※基準年次は住民基本台帳人口・世帯数
※中間年次、目標年次は第2次吉野ヶ里町総合計画の目標人口に基づく推計

3. 町土の利用区分

町土の利用区分は、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の地目別区分とする。

4. 目標設定の方法

町土の利用区分ごとの目標は、将来人口等を前提として、利用区分別に面積を予測し、設定する。

5. 目標値

町土利用に関する基本構想に基づき、中間年次（令和6年）と目標年次（令和11年）の利用区分ごとの規模の目標は、下表ようになる。

利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

区分	基準年／令和元年		中間年／令和6年		目標／令和11年		R元→R11 増減面積
	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)	
農用地	879	20.0	863	19.6	827	18.8	-52
森林	2,040	46.4	2,038	46.3	2,038	46.3	-2
原野	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
水面・河川・水路	198	4.5	198	4.5	198	4.5	0
道路	222	5.0	225	5.1	228	5.2	6
宅地	492	11.2	523	11.9	563	12.8	71
住宅地	230	5.2	242	5.5	253	5.8	23
工業用地	74	1.7	78	1.8	97	2.2	23
その他の宅地	188	4.3	203	4.6	213	4.8	25
その他	568	12.9	552	12.6	545	12.4	-23
合計	4,399	100.0	4,399	100.0	4,399	100.0	0

(単位：ha、%)

利用区分別主な土地利用転換の理由

利用区分	主な土地利用転換の理由
農用地	計画中の工業用地、道路、公共施設への転換及び過去の転用実績の推計より52ha減少
森林	計画中の工業用地への転換により2ha減少
水面・河川・水路	変更なし
道路	道路改良及び宅地開発に伴う道路の整備により6ha増加
宅地	住宅地
	工業用地
	その他の宅地
その他	吉野ヶ里町文化体育館、統合庁舎など公共施設の整備により4ha増加 その他の土地利用から道路、宅地への転換により27ha減少

第4章 第3章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

1. 公共の福祉の優先

町土利用については、公共の福祉を優先させるとともに、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件において、適正な利用が図られるように努める。

このため、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な施策の推進を図る。

2. 土地利用に関する調整の推進と関連する法律等の適切な運用

本町の目指す町土利用の基本方針、利用区分別の基本方向を実現するために、「国土利用計画法」をはじめとして、「都市計画法」、「農業振興地域の整備に関する法律」、「森林法」、「自然公園法」、「自然環境保全法」等の土地利用関係法の適切な運用により、土地利用の総合的かつ計画的な調整を行い、適正な土地利用を推進する。

また、地価動向の的確な把握や土地取引の規制に関する措置等、国土利用計画法の適切な運用を図る。

3. 地域整備施策の推進

本町の適正かつ均衡ある発展を図るため、町域に存在する土地資源及び自然環境を積極的に保全するとともに、これらを有効活用し、総合計画に基づく総合的な施策の推進により、町土の均衡ある発展を図る。

また、観光振興を念頭においた町域を越えた広域的な連携、交流促進による地域づくりのための諸施策を推進し、この中で公共施設整備や道路網の見直しを行う。

さらに、公共施設整備や道路整備等による波及効果を鑑み、地域に活かす土地の有効利用を進め、都市的土地利用と自然環境とのバランスのとれた地域整備を推進する。

4. 土地利用に関する環境の保全

町土の自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保、公害の防止、歴史的風土の保全及び文化財の保護、さらに環境負荷の少ない都市構造の形成を図るため、関係法令の適切な運用により、適正な土地利用への誘導を図る。

また、工場等の立地については、環境の保全や公害防止のため、工業団地などの工場適地への誘導を推進し、市街地における周辺住宅地との調和、緑地の設置等について促進を図る。

公共工事にあたっては、自然環境・景観の保全に配慮した資材や工法の導入に努める。

5. 土地利用に関する安全性の確保

町民の防災意識の高まりなどに配慮した魅力ある公園・緑地、親水空間づくりに努める。

また、気候変動によると思われる局所的集中豪雨の発生などが今後も予測されるため、関係機関との連携のもと、急傾斜地の崩壊防止や河川改修などの治山・治水対策を促進するとともに、急傾斜地崩壊危険区域等への宅地開発の規制、浸水想定区域における最大浸水深などを踏まえた宅地造成の誘導等により、水害や土砂災害防止を図る。

6. 土地利用の転換の適正化

土地利用の転換を行う場合には、その転換の不可逆性及び地域社会に与える影響の大きさに留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況等自然的・社会的条件を勘案して慎重に行うこととする。

- ①農用地の利用転換については、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業に及ぼす影響等に留意し、周辺の農用地や非農業的土地利用との調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農地の確保に配慮して行う。
- ②森林の利用転換については、災害の防止や水源のかん養などの森林が持つ機能の維持に十分留意し、周辺の土地利用との調整を図りつつ、自然環境の保全に配慮して慎重に行う。
- ③大規模な土地利用の転換については、その影響が広範囲に及ぶため、事前に十分な調査を行い、周辺地域に配慮しつつ、適正な土地利用の推進に努めるものとする。

7. 土地の有効利用の促進

土地の有効利用については、住民の意向に応じた町土の均衡ある発展に効果的かつ総合的な成果が出るように誘導する。

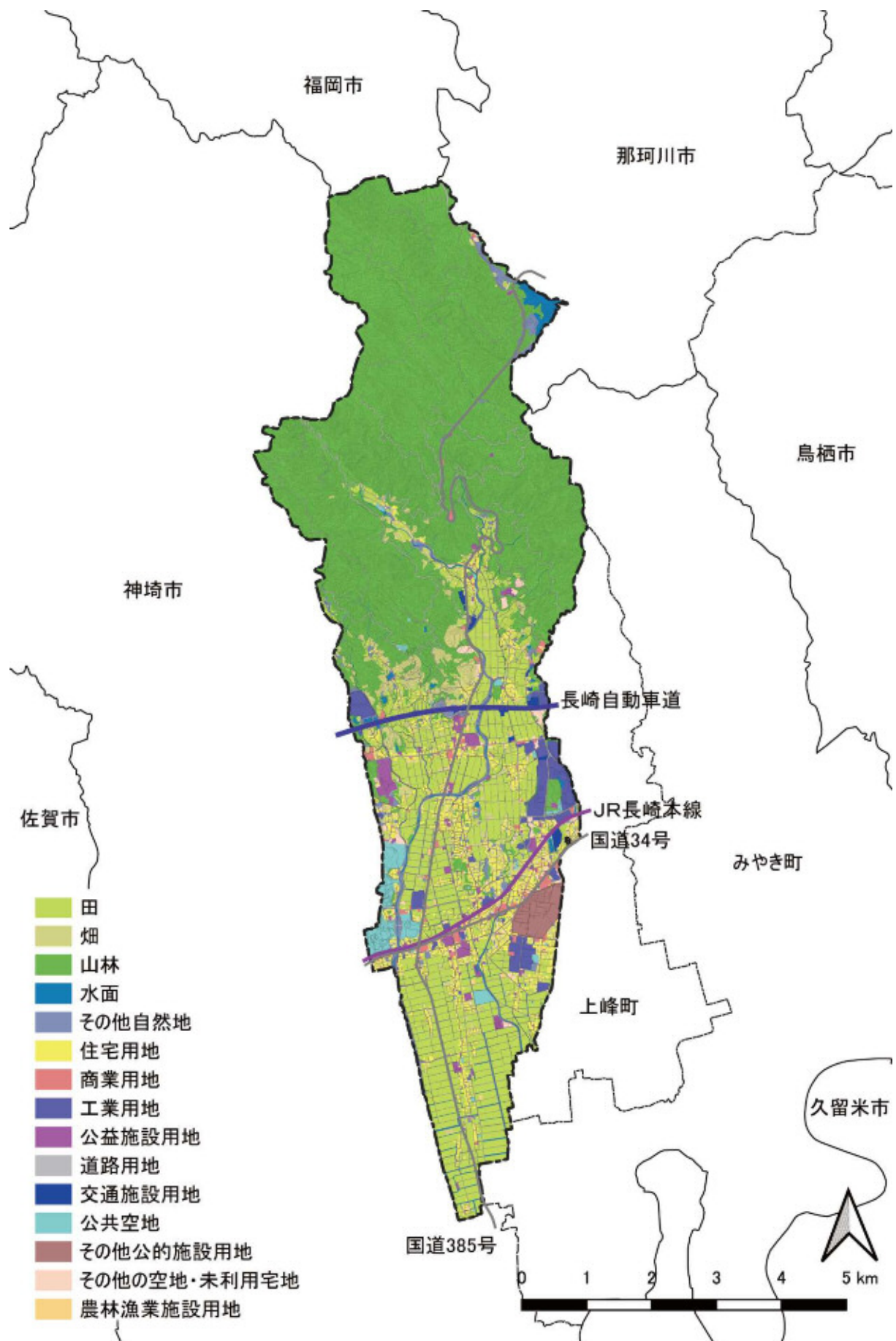
- ①農用地については、集落営農組合等への農地の利用集積を促進するとともに、技術指導・支援体制の強化を推進し、農業生産性の向上や高品質化などを図る。また、町内外の住民との交流を促進するため、体験・観光農業へ取り組むなど、その有効活用を図る。
- ②森林については、自然とふれあうレクリエーションの場や環境教育の場として活用するなど、森林の総合的かつ多面的な利用を図る。
- ③水面・河川・水路については、生物の生息・生育に必要な水量、水質の確保を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間の形成や、人と水とのふれあいの場としての活用を図る。
- ④道路については、道路緑化等の推進による良好な沿道環境・景観の形成を図るとともに、道路空間の有効利用に資する。
- ⑤宅地は、周辺環境との調和に配慮しながら、市街地内の低・未利用地などの有効活用を図り、計画的な市街地整備を進める。
- ⑥未利用の町有地は、周辺の環境に配慮した公共施設の配置や景観を形成する土地利用などの有効活用を図る。

8. 計画の推進

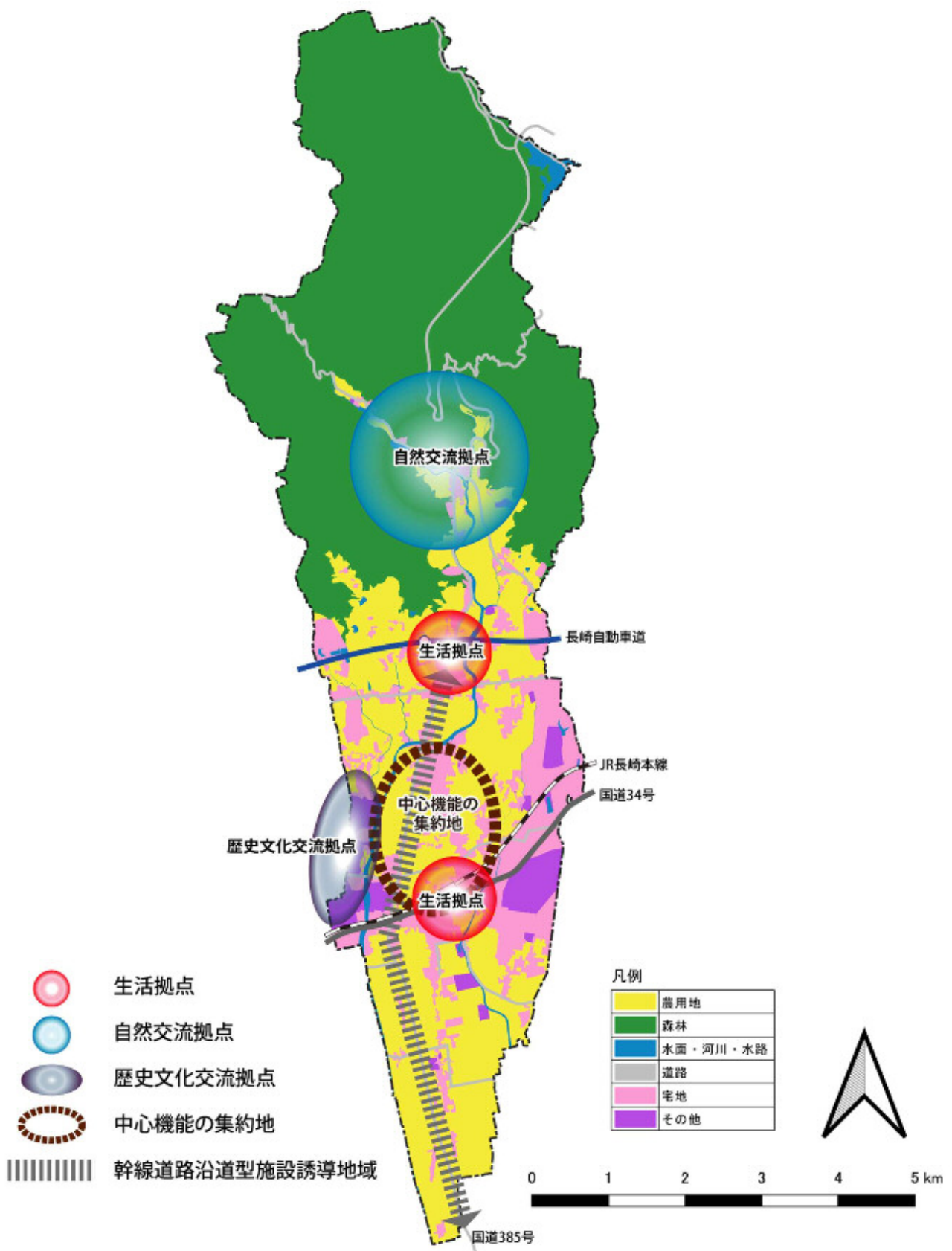
本計画に基づいて、総合的かつ計画的な土地利用の調整を推進するため、土地利用の現状、計画達成状況の把握等に努めるとともに、本計画の適切な進行管理を図る。

また、住民の理解と協力を得て、計画の実効性を確保するためにも、広報等を通じた土地利用についての啓発に努める。

土地利用現況図



土地利用構想図



吉野ヶ里町国土利用計画審議会条例

平成20年3月24日

条例第2号

改正 令和元年6月13日条例第3号

(設置)

第1条 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条の規定に基づく吉野ヶ里町国土利用計画を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、吉野ヶ里町国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、吉野ヶ里町国土利用計画に関し必要な事項について、町長の諮問に応じ、その調査及び審議を行い、その結果を町長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 区長
- (3) 公共的団体又は機関の役職員
- (4) 識見を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでとする。ただし、職名をもって委嘱された委員がその職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 審議会の会議において、会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事)

第8条 吉野ヶ里町国土利用計画に関する所掌事務に従事させるため、審議会に幹事を置くことができる。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、まち未来課において処理する。

(報酬)

第10条 委員の報酬については、吉野ヶ里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年吉野ヶ里町条例第37号）の定めるところによる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第3号）

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

吉野ヶ里町国土利用計画審議会委員名簿

(敬称略)

役職	委員氏名	選任区分		備考
会長	五十嵐 勉	識見を有する者	4 号	第2次総合計画審議会会長 (佐賀大学全学教育機構教授)
副会長	森田 浩文	町議会議員	1 号	
委員	吉富 光三郎	町議会議員	1 号	
委員	荒木 泰二郎	区長	2 号	
委員	伊東 祐則	区長	2 号	
委員	中村 佐代子	公共的団体又は機関の役職員	3 号	農業委員会
委員	大隈 政美	公共的団体又は機関の役職員	3 号	土地改良区
委員	福山 和彦	公共的団体又は機関の役職員	3 号	商工会
委員	貞島 博文	公共的団体又は機関の役職員	3 号	商工会
委員	福田 幸夫	公共的団体又は機関の役職員	3 号	文化財保護審議会
委員	柿原 弘介	識見を有する者	4 号	不動産鑑定士
委員	三岡 彰子	識見を有する者	4 号	第2次総合計画審議会委員
委員	鶴 恵美子	識見を有する者	4 号	井手食品有限会社専務取締役

諮問及び答申

<諮問>

吉まち第 67 号
令和元年 12 月 19 日

吉野ヶ里町国土利用計画審議会会長 様

吉野ヶ里町長 伊 東 健 吾

第 2 次吉野ヶ里町国土利用計画について（諮問）

吉野ヶ里町国土利用計画審議会条例（平成 20 年吉野ヶ里町条例第 2 号）
第 2 条の規定により、第 2 次吉野ヶ里町国土利用計画を策定することについて、貴審議会に諮問いたします。

<答申>

令和 2 年 3 月 23 日

吉野ヶ里町長 伊 東 健 吾 様

吉野ヶ里町国土利用計画審議会
会 長 五十嵐 勉

第 2 次吉野ヶ里町国土利用計画案について（答申）

令和元年 12 月 19 日付け吉まち第 67 号で諮問のあった第 2 次吉野ヶ里町
国土利用計画案について、当審議会において慎重に審議した結果、概ね妥当
なものと認め、下記の要望事項を付してここに答申します。

記

1. 南北の生活拠点を活かした土地利用の充実を図りながら、第 2 次吉野
ヶ里町総合計画に掲げる「快適ふるさと 吉野ヶ里」の実現に向けて、中
心機能の集約地の計画的な整備を推進すること。
2. 中心機能の集約地の具体的な計画については、町民の安心安全を確保
し、防災に配慮したものとする。
3. 高速道路インターチェンジ周辺及び本町の南北地域・拠点をつなぐ幹
線道路沿道は、町の活力を創造する産業立地機能及び幹線道路の特性を
活かした機能を誘導する幹線道路沿道型施設誘導地域として都市的土地
利用を推進していくこと。
4. 農用地は、農用地本来の土地利用による維持・保全に努めること。特
に、中心機能の集約地や幹線道路沿道型施設誘導地域に位置つけた地域
等での農用地の都市的土地利用転換は、隣接する農用地の営農環境に配
慮して行うこと。

国土利用計画策定経緯

年 月 日	事項及び内容
令和元年 11 月 28 日	第 1 回策定委員会
12 月 19 日	審議会への諮問 第 1 回吉野ヶ里町国土利用計画審議会
令和 2 年 1 月 21 日	第 2 回策定委員会
1 月 28 日	第 2 回吉野ヶ里町国土利用計画審議会
2 月 7 日	佐賀県への意見照会
2 月 12 日	第 3 回吉野ヶ里町国土利用計画審議会
2 月 18 日	町議会への報告
2 月 27 日	佐賀県からの意見回答
3 月 2 日 ～ 11 日	パブリックコメントの実施
3 月 23 日	審議会からの答申

発行／吉野ヶ里町

〒842-8501 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田 321 番地 2

TEL : 0952-53-1111 FAX : 0952-52-6189

<https://www.town.yoshinogari.lg.jp>

企画・編集／吉野ヶ里町 まち未来課

発行日／令和 2 年 3 月



吉野ヶ里町